

(平成21年1月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA(株)(現在は、B(株)。以下同じ。)における資格取得日に係る記録を昭和36年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月1日から37年6月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について確認したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を受けた。

しかし、昭和36年10月に新設されたC(株)に入社し、40年4月に退社するまで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するD(株)(現在は、B(株)。以下同じ。)及びA(株)の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、C(株)(現在は、E(株)。以下同じ。)に入社と同時にC(株)の親会社であるD(株)において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、昭和36年12月1日に被保険者資格を喪失している。その後、37年6月1日にC(株)と同じ建物に事務所があったグループ会社であるA(株)において被保険者資格を取得した後、勤務先であるC(株)が厚生年金保険の適用事業所となった38年1月16日にC(株)において被保険者資格を取得していることが確認できる。

一方、雇用保険の記録により、申立人が、昭和36年10月13日から40年4月15日まで、C(株)で継続して勤務していたことが確認できること、また、36年12月1日にD(株)における被保険者資格を喪失し、同日A(株)において被保険者資格を取得している同僚が存在し、これらの事実が社会保険事務

所の記録により確認できるため、事業主は、申立人についてもD(株)における被保険者資格の喪失と同時にA(株)において被保険者資格を取得させるべきであったと推認され、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、A(株)における社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が保存している厚生年金保険被保険者資格の取得喪失等に関する資料によれば、A(株)における被保険者資格取得日が社会保険事務所の記録と同じ昭和37年6月1日であることから、事業主が同日をA(株)における被保険者資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る36年12月から37年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 7 月から 53 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 7 月から 53 年 5 月まで

昭和 51 年 6 月に会社を退職し、飲食店を開業したので厚生年金保険から国民年金に切り替えたが、手続は妻が行った。

しばらくの間、国民年金保険料、国民健康保険料の納付書が届いてもそのままにしていたところ、市役所から納付の督促があったので、知人の市議会議員に相談したが、国民年金保険料は免除が難しいなどの話があった。

その後、市役所の担当課から連絡があり、妻が市役所に行き、申立期間の国民年金保険料を国民健康保険料と一緒に納付した。

私の国民年金の納付記録に申立期間以外に未加入期間や未納期間があることは承知しているが、申立期間については間違いなく納付している。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人に代り手続をしたとする申立人の妻も加入状況や納付状況に関する記憶が曖昧であり、申立期間に係る国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、昭和 52 年 1 月か同年 2 月ころに厚生年金保険から国民年金に切替手続を行ったとしているが、社会保険庁の記録及び市の被保険者名簿によれば申立期間は未加入となっており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、市役所から自宅に申立期間の国民年金保険料の納付の督促状が送付されたとしているが、国民年金の未加入期間について市役所が国民年金保険料の納付書を発行し納付の督促をすることは考えにくく、申立人の主

張には不自然な点が見受けられる。

加えて、申立人が国民年金保険料等の納付について相談したとする市議会議員は、既に死亡しており事実関係を確認することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年11月から21年5月まで
② 昭和21年12月前後の約6か月間

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、両申立期間について厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①については、A(株)B(C)炭坑とD(株)E鉱業所に勤務しており、申立期間②については、進駐軍工作所(隊)(F軍)に勤務していた。厚生年金保険料控除の事実が確認できる証明書は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が、申立期間①当時のA(株)B(C)炭坑及びD(株)E鉱業所で勤務していた事実を確認できる資料は無く、同僚等の供述を得られないことから、申立期間①当時の勤務実態は確認できない上、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間①において、申立人が勤務していたと主張するA(株)B炭坑及びD(株)E鉱業所は、社会保険事務所が保管する厚生年金事業所索引簿により、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。なお、A(株)B炭坑の所在地(G県H郡B町)には、申立期間当時、A(株)C炭坑が存在し、同索引簿により、厚生年金保険の適用事業所であることが確認できるが、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人及び同僚の氏名は無い。

さらに、社会保険事務所の記録によると、A(株)C炭坑は既に適用事業所でなくなっている上、D(株)E鉱業所の事業主は不明であり、申立ての

事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

- 2 申立人が、申立期間②当時の進駐軍工作所(隊)(F軍)で勤務していた事実を確認できる資料は無く、同僚等の供述を得られないことから、申立期間②当時の勤務実態は確認できない上、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間②において、進駐軍工作所(隊)(F軍)は、社会保険事務所が保管する事業所記号簿により、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、申立期間②当時、連合国駐留軍に勤務する日本人従業員は、国の雇用人としての身分を有し、国がその労務管理に当たっていたが、昭和23年から24年にかけて、勤務する事業所の所在地を管轄する都道府県庁に国の委任業務実施機関として「渉外労務管理事務所」が設置された後、24年4月1日に駐留軍従業員に社会保険制度が適用されるまで、厚生年金保険に加入することができなかつたため、申立人は、申立期間②において、当該事業所における厚生年金保険の被保険者ではないことが確認できる。

加えて、申立人が勤務していた事業所を管轄するI渉外労務管理事務所についても、社会保険事務所が保管する事業所記号簿により、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

このほか、駐留軍関係の資料を保管しているJ局及びK機構においても、申立ての事実を確認できる資料は無い。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月から 41 年 4 月まで

申立期間の厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険の加入事実が無い旨の回答をもらったが、申立期間当時は、株式会社Aで勤務しており、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している申立期間当時の株式会社Aの同僚の姓と社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票に記された被保険者又は当該事業所の現在の事業主の妻が記憶している申立期間当時の従業員の姓が一致することから、申立人が当該事業所で勤務していた可能性を否定することはできないが、供述が得られた関係者すべてが申立人を記憶していない上、当該事業所における申立人の雇用保険の加入記録は無いことから、申立人の当該事業所での勤務の実態は確認できず、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、給与所得源泉徴収票等の資料も無い。

また、申立人の記憶と当該事業所の現在の事業主の妻の供述において姓が一致していることから、申立期間当時に当該事業所で勤務していた可能性があると思われる者一人については、社会保険庁が管理する記録において、国民年金に加入していたことが確認できることから、申立期間当時、当該事業所においては、厚生年金保険被保険者としていない処遇での雇用形態が存在していた可能性も考えられる。

さらに、現在の事業主の妻が、「先代のころから試用期間があった。」と供述している上、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金

保険被保険者原票において、申立期間当時、被保険者であったことが確認できる者の生年月日・被保険者資格取得年月日及び申立期間後に当該事業所の厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる者の供述から、申立期間当時、当該事業所においては、入社後1年程度経過した後に被保険者資格を取得させていたことがうかがえる。

加えて、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同原票に申立人の氏名は確認できず、一方、健康保険の被保険者番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。